

(証券コード 6840)
平成27年6月10日

株 主 各 位

東京都港区海岸三丁目9番15号
(本社事務所 東京都中央区築地二丁目1番17号)

株式会社アドテック
代表取締役社長 小野鉄平

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日(水曜日)午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都中央区築地二丁目1番17号
陽光築地ビル 地下2階 会議室
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照くださいますようお願い申し上げます)。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第33期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第33期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 新設分割計画承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役1名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集通知の提供書面には記載しておりません。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイトURL <http://www.adtec.co.jp>

(提供書面)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税増税の反動による個人消費の低迷などもありましたが、政府と日銀による金融政策・経済政策を受けて円安・株高が進み、企業収益・雇用情勢が改善するなど、緩やかな景気回復基調で推移いたしました。

こうした状況の中、当社は、引き続き既存事業の拡充に努めるとともに、新たな収益源を獲得すべく、メモリ周辺事業にとどまらず、新規事業の開拓や、M&Aによる新規事業領域への参入等を積極的に推進し、新たに株式会社バディネット、株式会社モバイル・プランニングの2社をグループに加え、通信事業への参入を果たしております。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、4,019百万円（前期比23.6%増）となりました。利益面におきましては、原材料価格の上昇や円安等により利益率が低下し、営業利益は55百万円（前期比425.6%増）、経常利益は54百万円（前期比257.0%増）となりました。しかしながら、株式会社ティームエンタテインメントにかかるのれんの減損損失を計上した結果、129百万円の当期純損失（前期は5百万円の当期純利益）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

(メモリ製品製造販売事業)

メモリ製品製造販売事業におきましては、産業機器向けビジネスの拡大に加えて、Windows XPのサポート終了等に伴うPC切り替え需要の取り込みに注力した結果、円安傾向の継続等により原価率が高止まりして利益率は低下したものの、売上高、利益ともに増加いたしました。

この結果、当事業における売上高は3,404百万円（前期比9.7%増）、営業利益は20百万円（前期比6.4%増）となりました。

(ウェブソリューション事業)

ウェブソリューション事業におきましては、既存顧客のプロジェクトの確実な進行に努めるとともに、利益率の向上を図り、プロジェクト進捗管理の精度向上

及び提携企業との調整による外注費の低減を進めてまいりました。

この結果、当事業における売上高は53百万円（前期は51百万円）、営業損失は3百万円（前期は15百万円の営業損失）となりました。なお、人員の出向収入を営業外収益に計上しており、経常利益は2百万円となりました。また、前期は10ヶ月分の業績であります。

（コンテンツ事業）

コンテンツ事業におきましては、引き続きCDの企画、製造、販売に注力してまいりましたが、CD市場全体が縮小傾向にある中、ヒットしたアニメやゲーム等のコンテンツを原作とする商品の企画、製作が軌道に乗らなかったこと、また、旧譜のリピーターオーダーが想定を下回ったことから、期初の想定を下回る結果となりました。

当事業における売上高は392百万円（前期は96百万円）、営業損失は28百万円（前期は5百万円の営業利益）となりました。なお、前期は3ヶ月分の業績であります。

（通信コンサルティング事業）

通信コンサルティング事業は、平成27年1月30日に株式会社パディネット及び株式会社モバイル・プランニングをグループ化したことから、平成27年2月から3月までの2ヶ月間の業績に関して、連結を行い、収益を計上しております。

この結果、当事業における売上高は170百万円、営業利益は62百万円となりました。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資のうち重要なものはございません。

（3）資金調達の状況

当連結会計年度において実施した重要な資金調達はございません。

（4）対処すべき課題

当社は、顧客の課題を製品とサービスで解決するサービスソリューション企業を目指し、また収益基盤の強化を図るべく、以下の課題に取り組んでまいります。

当社グループ全体といたしましては、持株会社体制へ移行し、内部管理体制の強化に努めてまいります。

メモリ製品製造販売事業におきましては、商品力の向上を図ります。顧客のニーズを捉えた適切なサービスの提供と、新規商材の仕入を通じて、他社と差別化できる魅力的な製品ラインナップを取り揃えてまいります。また、通信コンサル

ティング事業とのシナジーを追求すべく、メモリ及び周辺のハードウェアの開発、調達を視野に入れた多角的な視点での事業構築に努めてまいります。

ウェブソリューション事業におきましては、人員を増強するとともに、受託開発のみならず、人材派遣、共同開発等、事業規模の拡大を図り、また、原価率の低減のために、協業やオフショア開発の推進を検討してまいります。

コンテンツ事業におきましては、継続して顧客ニーズにかなったCDを企画、発売して安定的な収益を確保するとともに、拡大傾向にあるコンテンツの配信事業を強化いたします。また、長年の音楽制作のノウハウを活用し、安定的な収益源となりうる受託制作事業と、既存顧客層に対する、コンテンツを活用した音楽以外の分野の商品、サービスの提供の推進により、収益基盤の重層化と市場環境の変化への即応性の向上に努めてまいります。

通信コンサルティング事業におきましては、既存顧客との関係性をさらに強化し、また、市場の拡大傾向にかなう拠点戦略を推進し、より顧客満足度の高いサービスを提供することで、受注範囲及び規模の拡大を図るとともに、既存事業から派生するビジネスチャンスの開発、案件の組成を積極的に推進し、収益の拡大に努めてまいります。また、メモリ製品製造販売事業の実績及びインフラストラクチャーを活用し、事業規模の拡大に努めてまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 30 期 (平成24年 3 月期)	第 31 期 (平成25年 3 月期)	第 32 期 (平成26年 3 月期)	第 33 期 (平成27年 3 月期)
売 上 高(千円)	1,550,667	1,593,640	3,252,170	4,019,723
経 常 利 益(千円)	17,498	168	15,367	54,860
当 期 純 利 益(千円)	16,413	△44,207	5,177	△129,115
1 株 当 当 期 純 利 益 (円)	1.65	△4.84	0.61	△15.28
総 資 産(千円)	1,426,285	1,204,583	1,665,355	2,290,295
純 資 産(千円)	1,142,818	986,932	991,709	998,982

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
 2. 各期の△は損失を表しております。
 3. 第33期(当連結会計年度)の状況は「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
 4. 第32期より連結計算書類を作成しておりますので、第31期以前については、当社単体の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社エッジクルー	9,000千円	100.0%	業務システム等の企画・開発、保守
株式会社ティームエンタテインメント	15,000千円	100.0%	音楽・映像ソフトの企画、開発、流通、販売、配信
株式会社バディネット	10,000千円	100.0%	Wi-Fiスポットの設置・保守によるブロードバンド環境の構築、ビジネス・インテグレーション等
株式会社モバイル・プランニング	10,000千円	100.0%	Wi-Fiスポットの設置・保守によるブロードバンド環境の構築、ビジネス・インテグレーション等

(7) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、当社（株式会社アドテック）及び連結子会社4社の計5社で構成されており、メモリ製品製造販売事業、ウェブソリューション事業、コンテンツ事業及び通信コンサルティング事業の4セグメントに分類される事業を展開しております。

① メモリ製品製造販売事業

メモリ製品の製造・販売、パソコン周辺機器・パーツの国内外からの調達、卸売及び販売等を行っております。該当会社は、当社（株式会社アドテック）となります。

② ウェブソリューション事業

業務システム等の企画・開発、保守等のウェブソリューション等の事業を行っております。該当会社は、株式会社エッジクルーとなります。

③ コンテンツ事業

音楽・映像ソフトの企画、開発、流通、販売、配信等を行っております。該当会社は、株式会社ティームエンタテインメントとなります。

④ 通信コンサルティング事業

Wi-Fiスポットの設置・保守によるブロードバンド環境の構築のほか、通信業界における顧客のビジネスニーズを分析してそれに対する最適解を構築するビジネス・インテグレーション等の事業を行っております。該当会社は、株式会社バディネット、株式会社モバイル・プランニングとなります。

(8) 主要な営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

① 当社

- ・ 本 社 東京都港区海岸三丁目9番15号
- ・ 営業所 大阪営業所（大阪府）
福岡営業所（福岡県）

(注) 1 本社は、平成27年4月27日付で、東京都中央区築地二丁目1番17号に移転いたしました。
2 福岡営業所は平成27年4月30日付で閉鎖いたしました。

② 子会社

- ・ 株式会社エッジクルー 本社（東京都港区海岸三丁目9番15号）
- ・ 株式会社ティームエンタテインメント 本社（東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目38番10号）
- ・ 株式会社パディネット 本社（東京都中央区銀座七丁目15番4号）
- ・ 株式会社モバイル・プランニング 本社（東京都中央区銀座七丁目15番4号）

(注) 株式会社エッジクルーは、平成27年4月27日付で、東京都中央区築地二丁目1番17号に移転いたしました。

(9) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
50名	12名増

(注) 使用人数は就業人員であり、上記使用人数には、他社への出向者、臨時従業員及び嘱託社員は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
28名	2名増	39.8歳	8.4年

(注) 使用人数は就業人員であり、上記使用人数には、臨時従業員及び嘱託社員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（平成27年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社鳥取銀行	200,000千円
株式会社千葉銀行	172,220千円
株式会社みずほ銀行	150,000千円

2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 27,328,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,974,484株
- (3) 株主数 1,608名
- (4) 単元株式数 1,000株
- (5) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
高 島 勇 二	2,400,000株	26.75%
日本証券金融株式会社	460,000株	5.13%
株式会社SBI証券	426,000株	4.75%
堀 礼 一 郎	348,000株	3.88%
株式会社クペーラ・ホールディングス	268,000株	2.99%
楽天証券株式会社	187,000株	2.08%
古 賀 広 幸	178,000株	1.98%
松井証券株式会社	162,000株	1.81%
田ノ岡 正 夫	93,000株	1.03%
早 野 政 信	70,000株	0.78%

（注）持株比率は自己株式（1,155株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 野 鉄 平		HPCシステムズ株式会社 取締役 株式会社エッジクルー 代表取締役 株式会社バディネット 取締役
取 締 役	五十嵐 英	管理本部長	株式会社エッジクルー 取締役 株式会社ティームエンタテインメント 取締役 株式会社バディネット 取締役
取 締 役	下 津 弘 享		株式会社エッジクルー 取締役 株式会社ティームエンタテインメント 取締役 株式会社バディネット 取締役
取 締 役	川 田 隆 太		株式会社RJCリサーチ 代表取締役 株式会社出雲ピクチャーズ 取締役 株式会社コレクティブ 代表取締役 株式会社バディネット 取締役
取 締 役	佐 藤 徹 也		
取 締 役	今 北 勇 希		
常 勤 監 査 役	内 藤 城 次 郎		株式会社クベーラ・ホールディングス 代表取締役 株式会社美職カンパニー 取締役 HPCシステムズ株式会社 監査役 株式会社エッジクルー 監査役 株式会社ティームエンタテインメント 監査役 株式会社バディネット 監査役
監 査 役	村 田 峰 人		WELLCOM株式会社 代表取締役 SPRING株式会社 代表取締役 株式会社美職カンパニー 代表取締役 スリープログループ株式会社 代表取締役
監 査 役	西 田 史 朗		

- (注) 1. 取締役下津弘享氏、川田隆太氏、佐藤徹也氏、今北勇希氏は社外取締役であります。
 2. 監査役村田峰人氏、西田史朗氏は社外監査役であります。
 3. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。
 (就任)
 平成26年6月25日開催の第32回定時株主総会において、佐藤徹也氏、今北勇希氏が取締役に就任いたしました。
 4. 社外取締役下津弘享氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 6名	5,700千円	(うち社外 4名	1,800千円)
監査役 3名	4,200千円	(うち社外 2名	1,200千円)

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

(社外取締役)

- ・川田隆太氏は、株式会社RJCリサーチの代表取締役、株式会社出雲ピクチャーズの取締役、株式会社コレクティブの代表取締役を兼務しております。当社と兼職先の間には重要な取引はありません。

(社外監査役)

- ・村田峰人氏は、WELLCOM株式会社の代表取締役、SPRING株式会社の代表取締役、株式会社美職カンパニーの代表取締役、スリープログループ株式会社の代表取締役を兼務しております。当社と兼職先の間には重要な取引はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

(社外取締役)

- ・下津弘享氏は、当事業年度に開催された取締役会には16回全てに出席し、主に営業の観点から、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。

- ・川田隆太氏は、当事業年度に開催された取締役会16回中8回に出席し、主に営業の観点から、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。

- ・佐藤徹也氏は、取締役就任から当事業年度末までに開催された取締役会13回中10回に出席し、主に営業の観点から、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。

- ・今北勇希氏は、取締役就任から当事業年度末までに開催された取締役会13回すべてに出席し、主に営業の観点から、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。

(社外監査役)

- ・村田峰人氏は、当事業年度に開催された取締役会16回中3回に出席し、監査役会12回中3回に出席いたしました。必要に応じ当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を適宜行っております。

- ・西田史朗氏は、当事業年度に開催された取締役会16回中13回に出席し、監査役会12回中10回に出席いたしました。必要に応じ当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を適宜行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第26条第2項に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第34条第2項に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

優成監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に関する報酬等の額

7,900千円

② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

7,900千円

(注) 当社は、会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に掲げられている事由及びこれに準ずる事由等を会計監査人の解任または不再任の決定方針としております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人優成監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する限度額まで限定する契約を締結しております。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範として、「企業倫理規程」を制定する。代表取締役は、管理部門責任者をコンプライアンス統括責任者として任命するとともに、コンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたるため、必要に応じてコンプライアンス委員会を招集する。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の調査と問題点の把握に努め、コンプライアンス上の重要な問題を審議する。

また、法令または定款上疑義のある行為等が認知された場合に、告発者を保護するための「内部通報者保護規程」を制定し、運用する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。

監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等について、リスクカテゴリー毎に責任部門を定め、これらを管理するため、「リスク管理規程」を制定する。

当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する部門は管理部とし、各責任部門は、関連規程に基づいたマニュアルやガイドラインを制定し、リスク管理体制を確立する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- ① 職務権限・意思決定ルール の策定
- ② 取締役・監査役及び各部門長を構成員とする幹部会議の設置
- ③ 事業部門毎の業績目標と予算の設定と、月次・四半期業績管理の実施
- ④ 幹部会議及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

(5) 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループとして、コンプライアンスや情報セキュリティなどの理念の統一を保つための「企業行動指針」を制定し、業務の適正を確保する体制の構築に努める。

(6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役の職務を補助するスタッフを置く。
- ② 当該スタッフの取締役からの独立性を確保するために、監査役は上記スタッフの人事について必要に応じ協議を行い、変更を申し入れることができる。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法令及び「監査役会規程」その他社内規程に基づき、次に定める事項を監査役会に報告するものとする。

- ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ② 毎月の経営状況として重要な事項
- ③ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- ④ 重大な法令・定款違反
- ⑤ その他コンプライアンス上重要な事項

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の職務執行にあたり、監査役の要望により、弁護士、会計監査人等の外部専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ① 当社グループは、「企業倫理規程」において、反社会的勢力との関係を遮断し、違法・不当な要求を排除することを定め、全社員への周知徹底を図る。
- ② 当社グループは、所轄警察署、顧問弁護士、その他関係機関との連携を図り、日頃より情報収集等を行う。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,889,815	流 動 負 債	943,566
現金及び預金	939,003	買掛金	304,722
受取手形及び売掛金	631,450	短期借入金	350,000
商品及び製品	158,730	1年以内返済予定の長期借入金	165,608
仕掛品	24,518	未払法人税等	48,801
原材料	91,821	賞与引当金	8,873
その他	47,931	返品調整引当金	9,439
貸倒引当金	△3,640	その他	56,121
固 定 資 産	400,479	固 定 負 債	347,746
有 形 固 定 資 産	11,195	長期借入金	310,346
建物	3,231	退職給付に係る負債	18,634
工具器具備品	7,964	資産除去債務	2,949
無 形 固 定 資 産	340,053	その他	15,817
のれん	336,808	負 債 合 計	1,291,313
その他	3,245	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	49,230	株 主 資 本	998,126
その他	112,326	資 本 金	700,000
貸倒引当金	△63,096	資 本 剰 余 金	433,443
		利 益 剰 余 金	△135,116
		自 己 株 式	△199
		その他の包括利益累計額	855
		繰延ヘッジ損益	855
		純 資 産 合 計	998,982
資 産 合 計	2,290,295	負 債 及 び 純 資 産 合 計	2,290,295

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		4,019,723
売上原価		3,548,450
売上総利益		471,272
販売費及び一般管理費		416,082
営業利益		55,190
営業外収益		
受取利息及び配当金	142	
債務勘定整理益	4,917	
受取出向料	7,378	
雑収入	2,459	14,897
営業外費用		
支払利息	3,480	
為替差損	11,563	
雑損失	182	15,226
経常利益		54,860
特別利益		
貸倒引当金戻入額	242	242
特別損失		
減損損失	127,731	127,731
税金等調整前当期純損失		72,627
法人税、住民税及び事業税		45,340
法人税等調整額		200
少数株主損益調整前当期純損失		118,168
少数株主利益		10,947
当期純損失		129,115

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	700,000	297,735	△6,001	△24	991,709
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失			△129,115		△129,115
株式交換による増加		135,708			135,708
自己株式の取得				△175	△175
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	135,708	△129,115	△175	6,417
当 期 末 残 高	700,000	433,443	△135,116	△199	998,126

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	—	—	—	991,709
当 期 変 動 額				
当 期 純 損 失				△129,115
株式交換による増加				135,708
自己株式の取得				△175
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	855	855	855
当 期 変 動 額 合 計	—	855	855	7,272
当 期 末 残 高	—	855	855	998,982

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,433,679	流 動 負 債	742,624
現金及び預金	715,283	買掛金	196,678
受取手形	16,869	短期借入金	350,000
売掛金	436,872	1年以内返済予定の長期借入金	150,312
商品及び製品	131,407	未払費用	14,877
仕掛品	12,952	未払法人税等	5,898
原材料	91,821	賞与引当金	8,873
前渡金	969	預り金	573
前払費用	6,261	繰延税金負債	524
未収入金	20,242	その他	14,884
その他	1,880	固 定 負 債	292,316
貸倒引当金	△881	長期借入金	257,968
固 定 資 産	588,149	退職給付引当金	18,634
有 形 固 定 資 産	7,948	資産除去債務	279
建物	1,639	長期預り金	15,435
工具器具備品	6,309	負 債 合 計	1,034,941
無 形 固 定 資 産	3,209	純 資 産 の 部	
電話加入権	3,084	株 主 資 本	
ソフトウェア	125	資本金	700,000
投 資 そ の 他 の 資 産	576,992	資本剰余金	
関係会社株式	495,786	資本準備金	217,043
出資金	33	その他資本剰余金	216,399
関係会社長期貸付金	71,067	資本剰余金合計	433,443
破産更生債権等	3,694	利益剰余金	
長期未収入金	59,401	その他利益剰余金	
差入保証金	10,000	繰越利益剰余金	△147,210
その他	105	利益剰余金合計	△147,210
貸倒引当金	△63,096	自己株式	△199
		株主資本合計	986,032
		評価・換算差額等	
		繰延ヘッジ損益	855
		評価・換算差額等合計	855
資 産 合 計	2,021,829	純 資 産 合 計	986,888
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	2,021,829

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,404,271
売 上 原 価		3,157,440
売 上 総 利 益		246,830
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		226,291
営 業 利 益		20,539
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,524	
債 務 勘 定 整 理 益	4,917	
雑 収 入	5,138	11,580
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,799	
為 替 差 損	11,563	
雑 損 失	88	14,452
経 常 利 益		17,667
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	232	232
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	165,971	165,971
税 引 前 当 期 純 損 失		148,070
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		6,484
当 期 純 損 失		154,555

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		
当期首残高	700,000	81,335	216,399	297,735	7,344	△24	1,005,055
事業年度中の変動額							
当期純損失					△154,555		△154,555
株式交換による増加		135,708		135,708			135,708
自己株式の取得						△175	△175
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							—
事業年度中の変動額合計	—	135,708	—	135,708	△154,555	△175	△19,022
当期末残高	700,000	217,043	216,399	433,443	△147,210	△199	986,032

(単位：千円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	—	—	—	1,005,055
事業年度中の変動額				
当期純損失				△154,555
株式交換による増加				135,708
自己株式の取得				△175
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	855	855	855
事業年度中の変動額合計	—	855	855	△18,167
当期末残高	—	855	855	986,888

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月25日

株式会社 アドテック
取締役会 御中
優成監査法人

指定社員 公認会計士 狐塚利光 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 中田 啓 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アドテックの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年5月22日開催の取締役会において、新設分割により持株会社体制に移行することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月25日

株式会社 アドテック
取締役会 御中
優成監査法人

指定社員 公認会計士 狐塚利光 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 中田 啓 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アドテックの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年5月22日開催の取締役会において、新設分割により持株会社体制に移行することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関し、各監査役の報告に基づき、審議した結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役会規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部門、内部監査委員会その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）の構築及び運用状況について確認いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

これらに基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を適切に整備している旨の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月26日

株式会社アドテック 監査役会

常勤監査役 内 藤 城次郎 ㊞

監 査 役 村 田 峰 人 ㊞

監 査 役 西 田 史 朗 ㊞

(注) 監査役村田峰人、監査役西田史朗は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 新設分割計画承認の件

1. 新設分割を行う理由

当社は、メモリモジュール、フラッシュメモリ、その他電子部品・電子機器等の開発・製造・販売を主な事業として行っておりますが、当該事業領域における市場環境には変動も多く、当該事業領域においては、業容の拡大と収益基盤の強化により、安定的な成長を可能とする事業体の構築を推進しております。加えて、新たな収益源を獲得すべく、メモリ周辺事業にとどまらず、新規事業の開拓や、M&Aによる新規事業領域への参入等を積極的に推進しております。

このような状況において、当社は、持株会社として、事業環境の変化に機動的かつ柔軟に対応する経営管理体制を構築し、当社グループ全体の経営戦略の推進、リスクマネジメント、ファイナンス等の機能に特化することで、グループ経営効率を向上させ、グループ各社間のシナジーを追求し、さらなる事業規模の拡大と収益体質の強化に注力してまいります。

2. 新設分割計画の内容の概要

新設分割計画書（写）

株式会社アドテック（平成27年10月1日付で「株式会社AKIBAホールディングス」に商号変更予定。以下「当社」という。）は、当社のメモリ製品製造販売事業並びにこれらに附帯する業務（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を新設分割により設立する株式会社アドテック（以下「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）につき、次のとおり新設分割計画書（以下「本計画書」という。）を作成する。

第1条（新設分割）

当社は、本計画書に定めるところに従い、会社法に定める新設分割の方法により新設会社を設立し、当社が本件事業に関して有する権利義務を新設会社に承継させる。

第2条（新設会社の定款記載事項）

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項は、別紙1「株式会社アドテック定款」記載のとおりとする。

第3条（新設会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）

1. 新設会社の設立時取締役は次のとおりとする。
下津 弘享
寺谷 伸幸
五十嵐 英
2. 新設会社の設立時監査役は次のとおりとする。
新川 哲平

第4条（承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 新設会社は、本件分割の効力発生日において、本件事業に属する別紙2「承継権利義務明細表」記載の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を当社より承継する。なお、承継する資産及び債務の額の評価については、平成27年3月31日現在の当社の貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに新設会社の設立の日の前日までの増減を加除した上で確定する。
2. 新設会社が当社から承継する債務については、重疊的債務引受の方法によるものとし、本件分割後、当社及び新設会社は連帯債務者として責任を負う。但し、当社と新設会社間においては、新設会社が上記債務の全部を負担し、当社が上記債務の弁済を行ったときは、新設会社は当社の請求に基づき、当社弁済額及び弁済に要した費用を直ちに支払わなければならない。

第5条（本件分割に際して交付する新設会社の株式の数）

新設会社は、本件分割に際して、普通株式10,000株を発行し、その全てを前条に定める権利義務の対価として当社に割当交付する。

第6条（新設会社の資本金及び資本準備金の額）

新設会社の資本金及び資本準備金の額は次のとおりとする。但し、第7条に定める分割期日における当社の資産及び負債の状況等により、これを変更することができる。

資本金の額	金100,000,000円
資本準備金の額	金0円

第7条（分割期日）

新設会社の設立の登記をすべき日は、平成27年10月1日（以下「分割期日」という。）とする。但し、手続の進行上必要がある場合は、当社の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

第8条（本計画書等の承認総会）

当社は、平成27年6月25日開催の予定の第33回定時株主総会において、本計画書の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議を受けるものとする。

第9条（本計画書の効力）

本計画書は、前条に定める当社の定時株主総会において、本計画書の承認及び本件分割に必要な事項に関する決議が受けられなかった場合、及び新設会社の設立の日までに本件分割の実行に法令上必要とされる関係官庁等の許認可、承認等が得られなかった場合には、その効力を失う。

第10条（競業避止義務）

当社は、本件分割の効力発生後においても、新設会社に対して会社法第21条第1項に定める競業避止義務を負わないものとする。

第11条（本計画書の変更、本件分割の中止）

本計画書作成後から分割期日までの間、当社の資産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態若しくは著しく困難にする事態が生じた場合、その他本計画書の目的の達成が困難となった場合には、当社の取締役会の決議により、本件分割の条件その他本計画書の内容を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第12条（規定外事項）

本計画書に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本件分割の趣旨に従い、当社取締役会の決議を経てこれを決定することができる。

平成27年5月22日

東京都港区海岸三丁目9番15号
株式会社アドテック
代表取締役 小野 鉄平 ㊞

以上

(別紙1)

【株式会社アドテック定款】

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社アドテックと称し、英文ではADTEC Corporationと表する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の物品（製品・半製品・部品及び付属品）の企画、開発、生産、製造・加工、販売並びに輸出入業
 - イ. 電子部品、電子機器及び半導体
 - ロ. コンピュータ、コンピュータ関連機器、通信機器及び電気機器
 - ハ. 建設機器、工作機器、輸送機器、事務機器、民生用機器及びその他一般機械器具
 - ニ. 計測器、医療機器及びその他精密機器
 - ホ. 自動車、自転車等車輛、船舶及び住宅機器
 - ヘ. 鉄鋼・非鉄金属・金属製品、木材・木製品、土石・窯業製品、繊維製品、紙・紙製品、化学製品、石油製品、ゴム製品
 - ト. スポーツ用品、健康機器、介護用品、電子玩具、楽器、日用品雑貨、貴金属製品
 - チ. 出版物、印刷物、ビデオソフト、その他オーディオ・ビジュアルに関する製品
2. 前号に係る修理・保守、賃貸借、仲介・保管管理、廃棄・再生処理並びにそれらの請負業
3. 宝石、美術品、骨董品の販売及び輸出入並びに古物売買業
4. 工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウ、各種システム・エンジニアリングその他ソフトウェアの取得、企画・開発、保守・賃貸及び販売業
5. 金銭の貸付、有価証券の売買、債務の保証及び委託代理業
6. 運送及びそれらの代理業並びに倉庫業
7. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理業
8. 観光、健康、医療、福祉、スポーツ、娯楽の各施設、旅館、ホテル及び飲食店の経営並びに旅行代理業
9. 生命保険、損害保険、医療保険・介護保険の代理業並びに募集に関する業務
10. 総合リース業
11. 労働者派遣業
12. イベントの企画及び広告業

13. 電気通信事業
14. 前各号に係るコンサルティング業
15. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置くものとする。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、40,000株とする。

(株券の発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。ただし、当社の株主に譲渡する場合は、承認をしたものとみなす。

(相続人等に対する売渡請求)

第9条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が記名・押印し、これを会社に提出しなければならない。その変更、抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主および登録株式質権者またはその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(招集手続)

第16条 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、総株主の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は9名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 増員または任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役会長1名および専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故がある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であら
かじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役

(員数)

第28条 当社の監査役は4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であら
かじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第35条 当社は、取締役会決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第37条 当社の最初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、当社成立の日から平成28年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第38条 この定款に記載のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

(施行)

第39条 上記定款は、分割による東京都中央区築地二丁目1番17号株式会社アドテック 設立のため作成したものであり、本定款は、分割が効力が生じたときからこれを施行する。

(別紙2)

承継権利義務明細表

本件分割により、新設会社が当社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、分割期日において本件事業に属する次に掲げるものとする。

なお、承継する資産及び債務の額の評価については、平成27年3月31日現在の当社の貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに分割期日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本件事業に属する現金及び預金、受取手形、売掛金、商品及び製品、仕掛品、原材料、前渡金、未収入金、その他一切の流動資産

(2) 固定資産

① 有形固定資産

本件事業に属する工具器具備品その他一切の有形固定資産

② 無形固定資産

本件事業に属する電話加入権、ソフトウェアその他一切の無形固定資産

③ 投資その他の資産

本事業に関する差入保証金その他一切の投資その他資産

2. 承継する負債

(1) 流動負債

本件事業に属する買掛金、短期借入金、未払費用、預り金、賞与引当金その他一切の流動負債

(2) 固定負債

本件事業に属する退職給付引当金その他一切の固定負債

3. 承継する雇用契約

本件事業に従事する当社の従業員と当社との間の雇用契約

4. 承継するその他権利義務

本件事業に属する取引基本契約及び付随する契約、売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他一切の契約における契約上の地位及びこれに付随する権利義務

5. 承継する許認可等

本件事業に関する本件事業に関する免許、許可、承認、登録、届出等のうち、法定上承継が可能なもの。

以上

3. 会社法施行規則第205条各号に定める内容の概要

(1) 新設分割に際して交付する新設分割設立会社の株式の数の相当性に関する事項

本新設分割に際し、新設分割設立会社は普通株式10,000株を発行し、その全てを当社に割り当てます。本新設分割により発行される全ての株式が当社に交付されること、また、かかる交付される株式数によって当社と新設分割設立会社との間の実質的な権利義務関係に差異は生じないことから、完全子会社となる新設分割設立会社株式の効率的な管理および新設分割設立会社の資本金の額等を考慮して、上記株式数が相当であると判断し、決定いたしました。

(2) 新設分割設立会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項

新設分割設立会社の資本金及び資本準備金の額につきましては、効力発生日後の新設分割設立会社の事業規模や資本政策等を勘案した上で、法令に定める範囲内において、本新設分割計画書第6条に記載の資本金および資本準備金の額が相当であると判断し、決定いたしました。

(3) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項 該当事項はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 第1号議案「新設分割計画承認の件」に記載のとおり、当社は平成27年10月1日をもって持株会社に移行する予定であります。これに伴い、商号及び目的の変更を行うものであります。

(2) 当社は、グループ間の連携強化を目的として、本年4月に本社を東京都中央区に移転しておりますが、実際の本店業務に合わせて現行定款第3条に定める本店所在地を東京都港区から東京都中央区に変更するものであります。

また、定款第1条及び第2条の一部変更に関する効力発生日についての附則を設けるものであり、効力発生日後は、これを定款から削除することといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(商号) 第1条 当社は、株式会社アドテックと称し、 <u>英文ではADTEC Corporation</u> と表す。	(商号) 第1条 当社は、株式会社AKIBAホールディングスと称し、 <u>英文ではAKIBA Holdings Co.,Ltd.</u> と表す。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営む会社 <u>(外国会社を含む。)</u> <u>その他の法人等(外国における法人等に相当するものを含む。)</u> の株式または持分を所有することにより、 <u>当該会社の事業活動を支配又は管理すること、並びに事業運営に必要な業務の一部を当該会社より受託すること</u> を目的とする。
1～11. (条文省略)	1～11. (現行どおり)
(新設)	12. <u>コンピューター技術の研究、開発</u>
(新設)	13. <u>コンピューター機器に関する教育、指導</u>
(新設)	14. <u>コンピューター機器による情報処理サービス業</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	15. <u>インターネット、電話回線等の通信回線を利用した、コンピューターハードウェア又はソフトウェア、あるいはこれらに関連する技術等に関する各種情報提供サービス業</u>
(新設)	16. <u>データセンター機能提供、ネットワーク運用、システムインテグレーション等のプラットフォーム事業</u>
(新設)	17. <u>特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の工業所有権その他の無体財産権、システムエンジニアリング、ソフトウェア並びにノウハウの取得、売買、レンタル及びそれらの仲介業</u>
(新設)	18. <u>古物品の仕入、レンタル、リース又は販売</u>
(新設)	19. <u>企業に関連する投資、金銭の貸付、合併、買収、及び売却に関するコンサルティング</u>
12. イベントの企画及び広告業	20. イベントの企画及び広告業
13. <u>アーティスト、芸能タレント、ディレクター、デザイナー、音楽家、モデル、脚本家、演出家、カメラマン等の育成及びマネージメント</u>	21. <u>アーティスト、芸能タレント、ディレクター、デザイナー、音楽家、モデル、脚本家、演出家、カメラマン等の育成及びマネージメント</u>
14. 演劇、音楽、芸能作品の制作、企画	22. 演劇、音楽、芸能作品の制作、企画
15. 音楽、芸能、スポーツに関するイベントの企画、制作、運営及び興行	23. 音楽、芸能、スポーツに関するイベントの企画、制作、運営及び興行
16. 音楽、芸能に関する教室の経営	24. 音楽、芸能に関する教室の経営
17. 音楽CD、映像ソフト、マルチメディアソフト、出版、印刷物、文具、玩具等の企画、開発、販売	25. 音楽CD、映像ソフト、マルチメディアソフト、出版、印刷物、文具、玩具等の企画、開発、販売
18. 映像、漫画、各種ゲーム、音楽に関する著作権の取得、管理、譲渡、貸与、開発	26. 映像、漫画、各種ゲーム、音楽に関する著作権の取得、管理、譲渡、貸与、開発
19. ゲームソフトの企画、制作、販売、翻訳及び輸出入	27. ゲームソフトの企画、制作、販売、翻訳及び輸出入
20. オンラインゲームの企画、制作、運営	28. オンラインゲームの企画、制作、運営

現 行 定 款	変 更 案
21. コンピューターグラフィックス、アニメーション及びイラストレーション等の映像コンテンツの企画、制作及び販売に関する業務	29. コンピューターグラフィックス、アニメーション及びイラストレーション等の映像コンテンツの企画、制作及び販売に関する業務
22. アニメーション映画、ビデオテープ・DVDの企画、制作、販売並びに輸出入	30. アニメーション映画、ビデオテープ・DVDの企画、制作、販売並びに輸出入
23. 映画、音楽、アニメ、ゲーム等のコンテンツに対する投資業 (新設)	31. 映画、音楽、アニメ、ゲーム等のコンテンツに対する投資業
(新設)	32. <u>ニューメディアに関するシステム開発及び販売</u>
(新設)	33. <u>ホームページ、雑誌等のイラストのデザイン、企画、制作</u>
(新設)	34. <u>各種イベントの企画、運営</u>
(新設)	35. <u>レコーディングスタジオの運営及び楽器のレンタル</u>
(新設)	36. <u>コンピューターソフトウェアの企画、開発、販売</u>
(新設)	37. <u>音楽著作権の管理</u>
(新設)	38. <u>音楽著作物の利用の開発</u>
(新設)	39. <u>飲食店（カフェ、レストラン）の経営</u>
(新設)	40. <u>キャラクター商品の企画、制作、販売</u>
(新設)	41. <u>電気通信工事</u>
(新設)	42. <u>電気工事の設計、施工、メンテナンス</u>
(新設)	43. <u>電気通信事業法による電気通信事業及び代理店業務</u>
24. 前各号に係るコンサルティング業	44. <u>コンテンツプロバイダー事業</u>
25. 前各号に付帯関連する一切の業務	45. <u>インターネットプロバイダー事業</u>
	46. <u>決済代行業務</u>
	47. <u>コールセンター事業</u>
	48. 前各号に係るコンサルティング業
	49. 前各号に付帯関連する一切の業務

現 行 定 款	変 更 案
第3条（本店の所在地） 当社は、本店を東京都港区に置く。 （新設）	第3条（本店の所在地） 当社は、本店を東京都中央区に置く。 （附則） 第1条及び第2条の変更は、平成27年6月25日開催予定の定時株主総会に付議される「新設分割計画承認の件」が承認され、かつ、承認された新設分割計画に基づく会社分割の効力が平成27年10月1日に発生することを条件として、効力が発生するものとする。なお、本附則は効力発生日の経過をもってこれを削除する。

第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本総会において選任いただく取締役の任期は、当社定款第20条第2項の規定により、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
古賀 広 幸 (昭和39年9月22日生)	昭和62年4月 第二電電株式会社（現 KDDI株式会社）入社 平成16年4月 同社 ネットワークソリューション営業1部長 兼 株式会社KDDIネットワーク&ソリューションズ 出向 平成19年10月 KDDI株式会社 WIMAX準備室 平成20年4月 UQコミュニケーションズ株式会社 出向 平成21年4月 株式会社モバイル・プランニング設立 同社 代表取締役（現任） 平成25年6月 株式会社バディネット 取締役（現任）	178,000株

(注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役内藤城次郎氏、村田峰人氏の両氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任いたします。つきましては、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

また、本総会において選任された監査役の任期は、当社定款第29条第2項の定めにより、退任した監査役の任期の満了する時までとなります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	新川 哲平 (昭和54年1月21日生)	平成9年9月 株式会社共同テレビジョン入社 平成11年10月 株式会社フジテレビジョン 報道 情報本部報道局取材センター 転 籍 平成12年12月 アンダーセンコンサルティング株 式会社 入社 平成13年11月 ソースネクスト株式会社 入社 平成18年9月 プロブリッジ株式会社設立 同社 代表取締役 平成25年1月 有限会社ヨシダ・コーポレーショ ン 執行役員 平成25年1月 ジェネシス株式会社 代表取締役 平成26年3月 日本ワランティサービズ株式会社 代表取締役	0株
2	馬場 正身 (昭和23年6月1日生)	昭和46年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三 井住友銀行) 入行 平成4年1月 同行 東大和支店長 平成6年10月 同行 西荻窪支店長 平成10年4月 日本高速通信株式会社(現 KDDI 株式会社) 出向 平成10年12月 KDD株式会社(現 KDDI株式会社) 北陸支店長 平成11年10月 同社 転籍 平成12年10月 KDDI株式会社 北陸支店長 平成13年12月 同社 北海道支店長 平成15年10月 同社 営業部 部長 平成16年10月 同社 南関東支店長 平成17年6月 株式会社KDDIネットワーク&ソリ ューションズ 監査役 平成20年6月 株式会社mediba 監査役 KMN株式会社 監査役 株式会社KDDIチャレンジド 監査 役 KDDIまとめてオフィス株式会社 監査役 株式会社Jストリーム 監査役 株式会社KDDIテクノロジー 監査 役 株式会社KDDI総研 監査役	0株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 馬場正身氏は、社外監査役の候補者であります。馬場正身氏は他社での監査役としての経
験が長く、かつ、通信業界において豊富な知見を有していることから、社外監査役としての
職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものでありま
す。

以上

株主総会会場ご案内図



東京都中央区築地二丁目1番17号

陽光築地ビル 地下2階 会議室

交通○東京メトロ有楽町線新富町駅出口1より徒歩3分

○東京メトロ日比谷線築地駅出口4より徒歩5分